

マイナンバー制度

第4弾 通知カードについて



マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー 検索

広報紙 10月号に引き続き、再度通知カードについてお知らせします。

現在のところ通知カードは、南越前町に住民票がある方については、11月中に簡易書留郵便により世帯主宛てに送付される予定です。

通知カードが届いたら大切に保管しましょう！

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47 - 8015

送付される封筒

注意

いつもの南越前町役場からの封筒と違うから間違えないでね！



(おもて面)



封入されているもの

①宛名台紙 (お問い合わせ先記載あり)

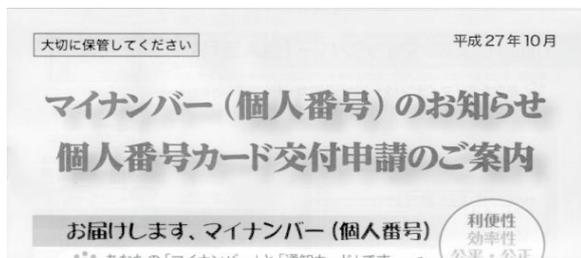


②通知カード

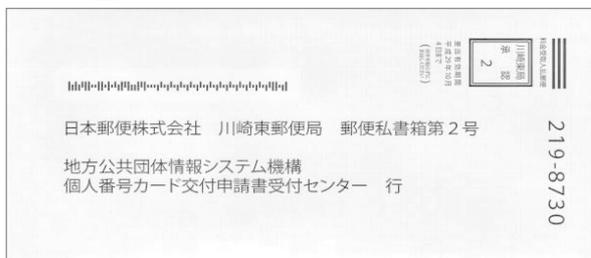
+ 個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
+ 音声コード台紙
※世帯人数分 (1通で最大8人まで)



③マイナンバー及び個人番号カード交付申請についての説明用パンフレット(8ページ3つ折り)



④個人番号カードを申請する際に使用する返信用封筒 (おもて面)



マイナンバー便乗詐欺にご注意ください。

マイナンバー制度をかたり、預金口座番号など個人情報を聞き出そうとする不審な電話や訪問が各地でありますが、個人番号を通知する前に、行政機関から何らかの手続きを求めたり、個人情報を照会することはありません。ご不明な点などについての問い合わせは、マイナンバーのコールセンター (Tel 0570 - 20 - 0178 〈全国共通ナビダイヤル〉)、もしくは、役場町民税務課にお問い合わせください。